

法務省民商第 1 1 3 号
令和 5 年 6 月 1 2 日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長
(公 印 省 略)

商業登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務
の取扱いについて (通達)

商業登記規則等の一部を改正する省令 (令和 5 年法務省令第 3 1 号。以下「改正省令」という。) が本日公布、施行されましたが、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方
取り計らい願います。

なお、本通達中、「商登法」とあるのは、商業登記法 (昭和 3 8 年法律第 1
2 5 号) を、「商登規」とあるのは、改正省令による改正後の商業登記規則 (昭
和 3 9 年法務省令第 2 3 号) を、「投登規」とあるのは、改正省令による改正
後の投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則 (平成 1 0
年法務省令第 4 7 号) をいい、引用する条文は、全て改正後のものです。

記

1 電磁的記録に代わるものとして保存すべき書面の作成

登記官は、商登法第 1 9 条の 2 に規定する電磁的記録については、これに
代わるものとして保存すべき書面を作成することができ、登記官が当該書面
を作成した場合には、当該書面に係る電磁的記録については、商登規中登記
簿の附属書類に関する規定は、適用せず、当該書面は、登記簿の附属書類と
みなして、商登規の規定を適用するとされた (商登規第 9 条の 7 第 3 項が準
用する同条第 1 項及び第 2 項) 。

2 電磁的記録の廃棄

登記所において商登法第 1 9 条の 2 に規定する電磁的記録を廃棄する場合

において、商登規第9条の7第1項の規定によりこれに代わるものとして保存すべき書面が作成されたときは、法務局又は地方法務局の長の認可を要しないとされた（商登規第17条）。

3 外国会社の日本における代表者が法人である場合の登記の申請書の添付書面

外国会社の日本における代表者である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該外国会社の日本における代表者である法人の代表者の職務を行うべき者）が登記の申請をする場合には、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該登記の申請をするときを除き、申請書に当該外国会社の日本における代表者である法人の登記事項証明書で作成後3月以内のものを添付しなければならないとされた（商登規第97条第1項が準用する第9条の4第2項）。なお、登記の申請書に当該法人の会社法人等番号を記載した場合は、当該登記事項証明書の添付を要しない（商登法第19条の3、商登規第36条の3）。

4 法人等の登記における取扱い

商登規第9条の7第3項及び第17条の規定については、各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号）第5条、特定目的会社登記規則（平成10年法務省令第37号）第3条、投登規第8条、投資法人登記規則（平成10年法務省令第51号）第3条、限定責任信託登記規則（平成19年法務省令第46号）第8条及び一般社団法人等登記規則（平成20年法務省令第48号）第3条において準用されているので、1及び2と同様の取扱いを、商登規第97条第1項の規定については、各種法人等登記規則第5条において準用されているので、3と同様の取扱いをそれぞれすることとなる。

5 投資事業有限責任組合契約の登記

改正省令施行後において、有限責任事業組合を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合契約の効力発生の登記の申請は、投資事業有限責任組合契約書に当該有限責任事業組合を当該無限責任組合員として記載している場合に限り、受理して差し支えない。また、無限責任組合員が清算人となる場合において、有限責任事業組合を清算人とする投資事業有限責任組合の清算人の登記の申請も、受理して差し支えない。

なお、有限責任事業組合の組合員が無限責任組合員として登記されている投資事業有限責任組合が、当該有限責任事業組合を無限責任組合員として記

載している投資事業有限責任組合契約書を添付して、当該有限責任事業組合を無限責任組合員とする登記の更正の申請があったときは、登記に錯誤があるときに当たるとして、受理して差し支えない。この場合において、当該投資事業有限責任組合契約書が申請した登記所に保存されているときは、更正の申請書には、その旨を記載することにより、当該書面を添付することを要しない（投登規第8条が準用する商登規第98条）。